

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に対する適合状況

施行規則 第十二条の六

法第十五条の二の三の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次表のとおりとします。

基 準 項 目	対 応 状 況
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものかを確認する為に、受け入れる際に必要な当該産業廃棄物の計量を行います。トラックスケールを利用し、トラックごとに計量します。また、排出事業者及び搬入品目等の性状については常にマニフェストで確認します。
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	産業廃棄物の投入量を記録し、施設の処理能力を超えないように管理します。
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときには、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が生じたときには、直ちに、施設の運転を停止し、速やかに原因を究明すると共に流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに管理体制に従い関係機関へ連絡します。
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行います。 1) 点検マニュアル 日常・週例・月例・年次点検項目に基づき点検を行います。 2) 定期補修 点検マニュアルに基づき、年1回定期的に点検補修工事を行い、性能の維持を図ります。
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	以下の対策を講じることにより対応します。 1) 産業廃棄物の飛散及び流出防止対策 (1) 廃棄物の投入口は二重ダンパ構造、焼却炉以降の各装置は完全に接合した密閉構造とし、常に外気と遮断します。また、廃棄物供給装置への投入は、手作業にて行う事により、飛散を防止します。

基 準 項 目	対 応 状 況
	(2) 焼却炉からの焼却灰は、水封した状態で炉下コンベアの水槽に送られ加湿冷却します。 (3) 冷却設備及び排ガス処理設備から排出されるばいじんは、鋼製で密閉構造としたダスト搬出装置によりダスト処理装置に搬送し、キレート処理します。 (4) 加湿した焼却灰及びキレート処理したばいじんは飛散することなく灰及び処理物コンテナに移送し、場外搬出します。焼却灰及びばいじんの排出口と各コンテナの間には飛散防止用のシートを設けます。 (5) 廃棄物の荷受け作業は原則屋内で行います。 2) 悪臭の防止対策 (1) 廃棄物はプラットホームに搬入しますが、プラットホーム内を二次押込送風機の吸引により常に負圧にするため、外部への悪臭の発散を防止します。 (2) 感染性産業廃棄物は専用容器に封入された状態で保冷库に低温保管することにより悪臭の発生を低減します。 (3) 悪臭成分は焼却炉内で高温燃焼し、熱分解するために煙突から屋外に流出することはありません。
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を常に行い、清潔を保持します。
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動を発生するものについては、下記の対策により周囲の生活環境を損なわないよう、措置を講じます。 1) 騒 音 対 策 騒音の発生する機器については原則として防音壁を採用した専用室内に設置します。 2) 振 動 防 止 対 策 振動の発生する機器については原則として強固な鉄筋コンクリート基礎上にアンカーボルトにて固定し防振対策を施します。
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	該 当 な し 施設から排水を放流しないために、該当しません。
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検として、日常点検リスト等の内容について記録し、三年間保持します。

施行規則 第十二条の七

法第十五条の二の三の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は前表に定めるもののほか、次表のとおりとします。

基 準 項 目	対 応 状 況
5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	助燃バーナにより、燃焼ガスの温度管理を行い、燃焼中の燃焼ガスの温度を摂氏 800℃以上に保ちます。
三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	搬入した廃油を一時保管する場合は、密閉された容器にて床面が耐薬品塗装を施した土間コンクリートの屋内に保管することにより、流出及び地下浸透を防止します。廃油供給設備については流出防止堤を備えたコンクリート基礎上に設置します。 またこれらの施設の設置床面は土間コンクリート仕上げで被覆し、地下浸透を防止します。 これらの設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに補修を行います。
第四条の五 二 焼却施設にあつては、次のとおりとする。	
イ ピット・クレーン方式によって、燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	該 当 な し ピット・クレーン方式を用いないために、該当しません。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	廃棄物供給装置から投入される廃棄物は、燃焼室と供給装置の間に二重ダンパを設けることにより、燃焼室と外気を常に遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入します。

基 準 項 目	対 応 状 況
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	焼却灰は、十分な燃焼滞留時間を設け、予熱した燃焼空気による安定燃焼により、焼却灰の熱灼減量は 10%以下となるよう焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合は、短時間で確実に炉の立上げを行うために助燃バーナにより炉内温度 800℃以上に速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合は、確実に炉の立下げを行うために助燃バーナにより炉温を 800℃以上に保ちながらごみを燃焼し尽くします。
ト 燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉出口に熱電対を設置し、中央制御室に設ける記録計に燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	水噴霧式のガス冷却設備（ガス冷却室）により集じん装置（バグフィルタ）入口燃焼ガスを 200℃以下の温度まで効率的に冷却できます。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん装置（バグフィルタ）入口に熱電対を設置し、中央制御室に設ける記録計に燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備底部に堆積したばいじん及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは、装置下部に設置した灰出し装置により排出し、ダスト処理装置にて薬剤（キレート）処理します。（別添 6 処理工程図の通り）尚、排ガス処理設備の濾布から、ばいじんを払い落とす方法は、圧縮空気を濾布の内側へ噴射するパルスジェット方式で行います。

基 準 項 目	対 応 状 況									
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	以下の対策を講じることにより、排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下（1 時間平均値）となるようにします。 1) 排ガス中の酸素濃度・一酸化炭素濃度を監視しながら、ごみの燃焼状況に合わせ供給空気量の調整を行います。 2) 二次燃焼空気は炉内で旋回流を生じるように吹き込み構造を工夫しており、燃焼ガスとの混合・攪拌を促進させます。 3) 二次燃焼室に設けた特殊整流装置はその構造から、燃焼ガスの通過断面を絞ることにより混合を、遮蔽部分により乱流を生じさせ攪拌をさらに促進させます。									
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。									
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	適切な操業及び維持管理により焼却炉内におけるダイオキシン類の発生を抑制するとともに、有害物質除去装置により集じん装置（バグフィルタ）入口煙道に薬品（活性炭）を噴霧し、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を基準値（5ng／m ³ ）以下の 1ng／m ³ 以下とします。									
別 表 第 二										
<table><tr><td rowspan="2">備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</td><td>製鋼の用に供する電気炉</td><td>一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td><td>一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td><td>一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td></tr><tr><td>0.5 ng/m³</td><td>5 ng/m³</td><td>1 ng/m³</td><td>0.1 ng/m³</td></tr></table>		備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。	製鋼の用に供する電気炉	一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	0.5 ng/m ³	5 ng/m ³	1 ng/m ³	0.1 ng/m ³
備考 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。	製鋼の用に供する電気炉		一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）					
	0.5 ng/m ³	5 ng/m ³	1 ng/m ³	0.1 ng/m ³						

基 準 項 目	対 応 状 況
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を六月に一回、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回測定し、かつ、記録します。
コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの集じん装置（バグフィルタ）を設置するとともに、消石灰およびダイオキシン類の捕集効果に優れた活性炭を集じん装置入口煙道に噴霧し、排ガス中に含まれる有害物質（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類）を高効率で除去できるようにしています。
ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの冷却水は完全蒸発し煙突から大気に放出されるため、排水として回収しないので飛散及び流出はしません。
ケ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する下記の設備を設けています。（別添6 処理工程図の通り） （設備内容） 焼 却 灰 貯 留 ： 灰 コ ン テ ナ 2 基 ば い じ ん 貯 留 ： 処 理 物 コ ン テ ナ 2 基
コ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該 当 な し 熔融を行わないために、該当しません。
ク ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該 当 な し 焼成を行わないために、該当しません。
ケ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんは、密閉したダスト処理装置によりキレート剤と水とを均一に混合して混練（加湿混練）して重金属を固定化処理します。
コ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、燃えやすい物を貯留する施設を中心に消火栓設備および必要箇所に消火器を備える等、消防法に基づいた必要な措置を講じます。